

平成29年度第12回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年3月9日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年3月9日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	楠田 源志	池上 春男		
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治		
------	-------	--	--
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	中島 良治
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第22号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第23号	許可不要転用届について
議案第57号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第59号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第60号	下限面積（別段の面積）の設定について
議案第61号	農地の賃借料情報の公表について
	その他

事務局	<p>それでは皆さん、御起立をお願いいたします。礼。着席。</p> <p>ではただいまから、平成29年度第12回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
濱北会長	<p>初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>先月の23日の熊本県農業委員会活動強化推進大会に出席された方には大変1日御苦労さまでございました。研修は一つの参考資料として聞いていただければと思います。</p> <p>それから、この三月、四月は出会いと別れの月とよく言われますが、まさにそうだろうと思います。入学に卒業式、退職、就職、異動、転勤と、出会いの別れの月とよくほんとうに言ったものでございます。</p> <p>今日は29年度の第12回、最後の定例会でございます。よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>本日の欠席委員の御報告でございますが、推進委員の中村委員のほうから欠席届があっております。</p> <p>本日の出席委員は定数に達しておりますので、総会が成立することを御報告をいたします。</p>
濱北会長	<p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長のほうをお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の提出議案は、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第23号「許可不要転用届について」、議案第57号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第59号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第60号「下限面積（別段の面積）の設定について」、議案第61号「農地の賃借料情報の公表について」を議題といたします。</p> <p>まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名、押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、4番中嶋委員、5番松野委員をお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事を進めてまいります。1ページです。</p> <p>報告第22号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第22号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告をいたします。</p> <p>受付番号30番から次のページの37番まで、こちらのほうは申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p>

濱北会長	<p>申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約届となっておりますので、確認をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で報告第22号の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、報告第22号を終わります。</p> <p>議事を進めてまいります。4ページです。</p> <p>報告第23号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>それでは、報告第23号でございます。許可不要の転用届がありましたので、次のとおり御報告をいたします。</p> <p>受付番号4番です。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましては、現在使用している農業用倉庫は自宅から離れたビニールハウスであるため、申請地である自宅の隣に作業効率化を図るため農業用倉庫を建設するものでございます。</p> <p>申請地につきましては、議案書の6ページをごらんください。腹赤小学校の北側になります。</p> <p>許可不要の理由につきましては、議案書の備考欄に記載しておりますとおり、耕作の事業を行う者が、その農地2 a未滿に限りませんが、農業用施設に供する場合は許可不要となりますので、許可不要届を提出していただき総会にて報告を行っております。</p> <p>以上で受付番号4番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、承認することといたします。報告第23号は終わります。</p> <p>次に進みます。8ページです。</p> <p>議案第57号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局より説明をしてください。受付番号11番、12番、一括して説明をしてください。</p> <p>それでは、議案第57号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。</p> <p>受付番号11番と12番、こちらのほうになります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は10ページをお開きください。こちらが、受付番号11番のほう</p>

は、総合スポーツセンターの東側になります。

続きまして12ページをお開きください。受付番号12番はナフコ長洲店の西側と、今度は14ページになりますが、腹赤小学校の北西側で、清和台からの南側の県道との間、こちらのほうになります。3筆です。

申請理由につきましては、11番が使用借人の農業経営拡大のため使用賃借権の設定になります。12番が譲受人の規模拡大のため売買による所有権移転となっております。

許可の要件について御説明をいたします。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴50年であり、経営面積2,309㎡を家族2人と臨時雇用で農作業に従事をされております。申請地には水稻の作付を行うということであり、今後も全て農地は利用するというところでございました。

機械の所有状況でございますけれども、トラクターを3台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機3台、もみすり機が1台、2トンドンプ1台、軽トラック2台、ユニック車を1台所有されております。通作距離につきましては徒歩で5分から10分ということです。

地域との調和要件でございますけれども、こちらのほうは、申請地には水稻の作付を行うことで、これまでも水稻の作付が行われており、周辺農地に支障を与えることはないということでもございました。

地域との役割分担の状況につきましては、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加をし、周辺農家と協力し、用水路等の管理を務めるということでもございました。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5,023㎡であり下限面積を超えているため問題ないと考えられます。

以上で受付番号11番と12番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の5番松野委員にお願いをいたします。

松野委員

5番の松野です。3月6日に現地を見に行っていました。場所等は資料のほうを確認していただけるとわかると思いますけど、日ごろからこの方はまめに除草とか使っていないところをトラクターで起こしたりとかなさっている方です。現在、もういつでも作業ができるような状態になっておりましたので、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の楠田委員に意見をお伺いいたします。

楠田推進委員

推進委員の楠田です。今、松野委員が言われたとおり、ここは日ごろからもこの譲受人の方が管理、耕うんなどをされておりました。場所も、11番は一面が麦畑と、清源寺のナフコの北西のほうですが、あそこはもう水田です。耕作されるということですけど、何ら問題はないと思います。以上です。

濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。</p> <p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の挙手をお願いいたします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号11番、12番については、原案どおり決定いたします。</p> <p>次に進みます。受付番号13番です。</p> <p>事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、受付番号13番でございます。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、今度は16ページをお開きください。今度は長洲こどもの海保育園の東側になります。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の拡大のため、売買による所有権移転となります。</p> <p>許可の要件について御説明をいたします。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴50年以上であり、経営面積9万1,733㎡を家族4人及び臨時雇人にて農作業に従事をされております。申請地には野菜の作付を行うということであり、今後も全て農地を利用するということでした。</p> <p>機械の所有状況でございますが、トラクターを4台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機2台を所有をされております。通作距離につきましては徒歩2分ということでした。</p> <p>地域との調和要件でございますけれども、こちらのほうは申請地に野菜の作付を行うということであり、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うということでした。</p> <p>地域との役割分担の状況といたしましても、地域で行われる水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力し、共同施設等の管理に努めるということでした。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、取得後は9万2,309.01㎡となり、下限面積5,000㎡を超えていることから何ら問題はないと考えられております。</p> <p>以上で受付番号13番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の4番中嶋委員をお願いいたします。</p>
中嶋委員	<p>私のほうから補足説明をいたします。現地につきましては、先ほど言われましたとおり、保育所の東側のちょっと高まりになります。農地の北側には池がありますが、ここはこの前、保全隊のほうでずっと道路の</p>

濱北会長 粹ですかね、手すりをつくって通りやすくつくりかえておりますし、今もきれいに野菜をつくられております。また、購入者につきましても、皆様御存じのとおり、かなりちゃんとされた生産者でありますし、前回農業委員の委員さんでもあります。今後もきれいにされていくかと思われましますし、何ら問題はないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局と担当委員の説明がございました。今日は中村推進委員が欠席しておりますので、二人の意見だけで、何か質問等はありませんか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 なければ、賛成の挙手をよろしゅうございますか。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号13番については、原案どおり決定をいたします。

事務局 次に進みます。18ページです。議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、議案第58号でございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号40番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は20ページをごらんください。長洲町役場の南西側、ちょっと離れますけれども南西側になります。

申請理由につきましては、貸家建設に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年4月15日着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、貸家1棟、2階建ての2世帯分の建設であるため、住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成工事をすることなく現状のまま宅地として利用できるため、造成による土砂流出はないということでございました。

その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流

となっております。

以上で受付番号40番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。補足説明を担当委員の6番濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員 6番濱崎です。場所は501号線をフェリー乗り場のほうへ行く途中を左に曲がったところにあります。現地は既に家の庭の一部となっていて、もう今は全然農地として活用されている様子はありませんでした。周辺のほうも住宅地となっていて、周りの農地への影響もないと思います。審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ここで、担当推進委員の意見をお伺いいたします。磯川委員にお願いいたします。

磯川推進委員 今、濱崎委員のほうがおっしゃられとおりで、宅地には1軒建っております。この申請地のほうにも倉庫と車庫あたりが建っております。実際この畑の部分で昨年までおじいちゃんがおひとり住まいでおられたんですよね。この宅地にですね。で、もうそこが空き家になってて。そこを壊されて今度宅地と駐車場にされるのかなと思っております。道路的には町道の大きな道路に面しておりますので、問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。事務局と担当委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

濱北会長 —ありません の声有—

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号40番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。受付番号41番です。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、受付番号41番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、今度は22ページをお開きください。こちらのほうは、長洲町駅の北側のほうになります。

申請理由につきましては、宅地分譲地の建設による売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域内でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年5月1日より着

工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、宅地の分譲地3区画及び専用道路ということで、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成中農業等へ迷惑はかけないということでございました。また、被害が出た場合は早急に対応するということがございました。

その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水については下水道へ放流ということでございました。

以上で受付番号41番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を担当委員の3番土山委員にお願いいたします。

土山委員 3番の土山です。今、説明がありましたように、場所は長洲駅のちょっと北側です。歩いてもうほんの二、三分ですね。だから、JRを利用して通勤・通学される方なんかもちろんよい宅地です。そして、右側がどうも更地。これで見たら更地。この上のほうも更地になってますけど、現在ここはもうアパートと家が建っています。この辺はいい住宅地ではないかと思えます。ただし、駅から、ここはずっと歩いていかんと通り抜けはできません。車の乗り入れは、主要地方道荒尾長洲線のほうに抜けるようになってます。ここも別に何ら支障はないと思えます。審議のほどよろしく願います。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見をお伺いいたします。

坂井推進委員 推進委員の坂井です。先ほど土山委員がおっしゃられたとおりです。言いたいことは全ておっしゃられましたので、特に意見はございません。審議のほどよろしく願います。

濱北会長 ありがとうございます。事務局の説明と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問はございませんか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号41番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。受付番号42番です。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、受付番号42番でございます。

事務局 こちらのほう、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書記載のとおりでございます。

事務局 申請地につきましては24ページをお開きください。こちらは六栄保育所から古城のほうに向かう通り沿いのところになります。

申請理由につきましては、個人住宅の建設による売買の所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水道、下水、ガス管のうち2種類以上の埋設の道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つの教育施設、医療施設、その他公共用施設又は公益施設がある場合となっておりますので、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、住宅メーカーからの融資証明書が事業費を超過しております。なお、融資額につきましては、金融機関の残額証明書が貸付額を超過していることから、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年5月1日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設でございますので、住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているということで、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、特にないとのことでした。

その他、雨水は雨水枡で集約し道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流となっております。

以上で受付番号42番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明が終わりました。補足説明を担当委員の9番島川委員にお願いします。

島川委員

9番の島川です。よろしく申し上げます。申請地は納骨堂の東側になっております。岱明まで抜ける道路のところでございます。もう既に2軒建っておりますので、その隣ということです。何ら問題があるとは思えませんので、御審議のほどよろしくお願いたします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見をお伺いします。

城戸推進委員

推進委員の城戸です。周りの農地に悪影響するようなことはありません。ということで、皆様の審議のほうをよろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号42番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、26ページです。

議案第59号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とい

事務局

たします。

事務局より説明をしてください。

それでは、議案第59号でございます。農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、こちら27ページが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括表になります。

28ページからが今回の借り手の一覧ですね。28ページのほうをごらんください。現在の耕作面積に今回の利用権設定の面積を合わせまして、今後の経営面積となっております。

詳細につきましては、29ページです。こちらのほうになります。賃借権が10件、14筆、1万4,862㎡です。次に30ページですね。こちらのほうが期間借地権、こちらが7件となっております。13筆、1万2,788㎡となっております。内容については議案書のほうで確認をお願いしたいと思います。

以上で議案第59号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第59号は原案どおり決定をいたします。

次のページです。32ページ。

議案第60号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第60号でございます。下限面積（別段の面積）の設定について審議する必要がございますので、提出するものでございます。

33ページ、こちらのほうをごらんください。

下限面積の設定についてということで、内容のほうを記載しております。

平成21年度の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるということになっております。

法律のほうでこちらの面積を変えるようになっております。

この下限面積というのは、農地法の第3条の申請の審議を行う際の下限面積の要件となります。現在、長洲町の下限面積は、農地法の規定ど

おり50 a、5反になっております。農業委員会のほうで下限面積の設定または修正の必要については毎年審議することとなっておりますので、平成30年度の下限面積の御審議をお願いしたいということでありませう。

ただ、平成30年度の下限面積の方針といたしましては、別段の面積を設けず5反のまま、50 aのまま変更を行わないということとさせていただきます。ただ、これだけだと考えております。

理由につきましては、2015年の農林業センサスで、管内の農家で50 a、5反未満の農地を耕作している農家が全農家の約22.5%でございます。平成29年度の農地法の第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は3.1%ということで低いということになり、変更は行わないという考えをしております。

こちらのほうの、真ん中から下のほうの米印につきましては農地法施行規則第17条の要約を載せておりますけれども、こちらを御確認ください。

なお、参考までにですけれども、玉名管内のほうでの状況報告になりますが、荒尾市、和水町、南関町、玉東町は、下限面積を3反、30 aにしております。5反にしているのは長洲町と玉名市でございます。

約県内の半数が別段の面積の設定を行っております。本町におきましても、皆様の御意見をお伺いしながら別段の面積を設定するかは検討したいと考えておりますけれども、変更に伴う検討については来年度、30年度の次の年度をもって行いたいと考えております。

変更を行う際には、検討課題につきましては農地法の規定に沿って長洲町の実状に合った面積設定などとなりますので、この際皆さんの御意見をお伺いをしたいと思います。

以上で簡単ではございますけれども議案第60号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。今、よその地区の説明もありましたけど。

土山委員

ちょっとよかですか。要するにこん50 a でよかと思うけど、南関とか和水とかはこの遊休農地率が高かけん減らしとっとですかね。

事務局

議案書のほうの一番下の2を見てほしいんですけど、農地法第3条第2項第5号というのが農地法で決めてある下限面積、北海道は2町、それ以外は5反なんですけど、その面積未満の経営者が増加することにより、設定区域及びその周辺の農地の利用に支障が生ずるおそれがないということは、新規参入者の促進です。

新規参入者がいきなり5反を持つということはそれなりの、やっぱり周りの、何ていうんですかね、まあ協力も要るだろうし、地主さんの協力ですね。それに5反をいきなり耕作するというのは、それなら最初から設備投資もあります。なので、その辺も鑑みてというか。

ただ、これは私が伺おうと思ってましたけども、ただ単に下げればい

いっていうもんでもないっていうのもあるんですよ。ただ単に下げれば確かにそうやって新規参入者の方もあつし、今でも二、三反は持つとるけんが誰か買うてくれってなつて、ただ、長洲は5反だけけんが、ちょっとそこで引かかるっていうのもあります。

ただ、この農業委員会として、農地として、農業者のためにつて考えたときにいきなり3反ぐらいがいいのか、農業として経営が、施設園芸とかならまた別ですけども、いろいろあります。

で、一番少ないところは1反っていうところもあります。

だけん、いろんな考え方はあると思うんですよ。例えば、長洲の青地、圃場整備してあるところを買おうとするなら5反にしましょうとか、例えば、それ以外の白地は3反でいいんじゃないかとか、逆に、大字長洲のこの用途区域、もう住宅街になりそうところはわからんので1反ぐらいでもいいんじゃないかとか。

ただ、先ほど局長からの説明であつたとおり、皆様からいろんなことをお話を聞きながら来年考えたいと思つてます。

で、いきなりぽつとこの話を出されてあれかと思うんですけど。ただ、管内のバランスっていうのもなきにしもあらずかなつていう気持ちもあります。いろんなことは想定しながら意見聞きたいと思つてます。

んな、ハウスもんなぞげんきつかよね。

ただ、それが例えば花、花卉とか、それだけの面積がなくてもそれだけの収益が上げれるのは別段つていう、また別の規則があります。

今後、皆様のご意見を伺いながら、資料を見ながらご検討をお願いしたいと思つております。来年30年度については、済いません、まだあれなので、当分の間は5反のほうの要件のほうでいかせていただいて。

それでいいんじゃない。

別に31年度にこだわらんですね、来年の途中で変わるのも多分可能だと思つてすよ。来年の、例えば31年1月からとか。別に改めて31年4月のときからじゃなくてもすね。そこは構いませんので、ちょっといろいろと頭に入れといていただいて、下げてもいいのかなと思えば。

何かほかにないですか。

— ありません の声有 —

今の結論は、まだ今年は変えないということではいいですか。

— 異議なし の声 —

それでは原案どおり決定をいたします。

続きまして、34ページです。これが最後になります。

議案第61号「農地の賃借料情報の公表について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第61号でございます。農地の賃借料情報について審議する必要がございますので、提出するものでございます。

こちらの35ページをごらんください。

土山委員
事務局

土山委員
事務局

濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

農地法の第52条の規定に基づき、農地の賃借料の情報の公表について御審議をお願いするものでございます。

こちらの公表するものの内容が35ページでございますが、こちらにつきましては平成29年の1月から12月までに締結された、これは公告をしたものでございますけれども、賃貸借権における10a当たり、1反当たりの賃借料の水準となっております。

田の部と書いています、上のほうでございますけれども、締結数361、361公告した分に対しまして平均額が1万3,394円、最高が1万9,583円、最低が3,043円となっております。

次に、畑の部でございますけれども、樹園地についてはございませんでした。こちらのほうが賃借料、物納支給としている場合は60キロ当たり1万3,000円で換算をしておりますけれども、こちらのほうになっております。

以上で簡単ではございますけれども議案の61号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

徳永推進委員
事務局

樹園地ですたいね。これゼロということは全然ないことですか。

貸し借りが去年なかったってだけです。

徳永推進委員
事務局

貸し借りがなかったっていうだけ。

もし貸し借りがあればこれに出てくるんですけども。

徳永推進委員
事務局

樹園地はあつとでしょ。

あります。ただ、あんまり樹園地の貸し借りって、今はもう、あんまり、少ない。

徳永推進委員
事務局

今ほとんど。

大体皆さんの自分たちの土地になってられると思うので、樹園地の貸し借り自体があんまりもう、今はほとんどないのかなっていう形ですかね。

濱北会長

ほかに何か御意見ないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

ほかになければ、賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第61号は原案どおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は終了いたしました。委員の皆さんから何かその他の件で御意見等はないですか。質問とか御意見、何かないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから何か報告事項を。

(その他事務局説明)

1. 平成30年度の定例会日程及び農業委員会行事計画(案)について
2. 農業委員活動記録セットについて
3. 積み立てについて

濱北会長

ありがとうございました。

これをもちまして平成29年度第12回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会(終了 午前11時00分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印